

新型コロナウイルス感染症に伴う社会資源(令和2年6月1日時点)

	制度/事業名	概要/内容	相談窓口
本人に対する所得保障	傷病手当金	<p>【健康保険】 他の疾患に罹患している場合と同様に適応</p> <p>【国民保険・後期高齢者医療】※各市町村において実施が始まっています。厚生労働省より3/10付け事務連絡において傷病手当金の支給について検討を依頼している。国保制度等においては様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については条例を制定し支給することができることとなっており今後制定していくものと思われる。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者: 新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は熱等の症状があり感染が疑われる者。 ・支給要件: 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。 ・支給額: 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 ・期間: 令和2年1月1日～9月30日までの期間。ただし、入院が継続する場合は健康保険同様最長1年6月まで。 	加入している保険の窓口
	労災保険	労働者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、業務又は通勤に起因して発症したものと認められる場合には労災保険給付の対象となります。	職場を管轄する労働基準監督署
生活支援	生活福祉資金貸付制度	<p>これまで低所得世帯等に対して生活福祉資金貸付制度を実施しているが3/25(水)より新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業や失業等により生活資金でお悩みの方に特例給付を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業された方向け→緊急小口資金 貸付上限額: 特例: 20万円以内、その他: 10万円以内 償還期限: 2年以内 無利子・保証人不要 ・失業された方向け→総合支援資金 貸付上限額: 2人以上月20万円以内 単身月15万円以内 貸付期間: 原則3月以内 償還期限: 10年以内 無利子・保証人不要 	市町村社会福祉協議会
	県税納付	<p>新型コロナウイルス感染症により県税を一時的に納付できない事情がある方については「徴収の猶予」や「申請による換価の猶予」が適応されることがある。</p> <p>(納税を猶予できる具体的な事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入が著しく減少し、税金を支払うと事業や生活ができない。 ・本人や家族が感染して高額な医療費がかかり生活が困窮 ・経営する会社で社員が感染し消毒で商品や器具が使えなくなり事業が行えない場合。 ・感染拡大で利益が激減し、税金を支払うと事業の継続が困難 	最寄りの地域振興局・支庁県税担当課
	市町村民税 国民健康保険料納付	新型コロナウイルス感染症により地方税を一時的に納付できない事情がある方については「徴収の猶予」や「申請による換価の猶予」が適応されることがある。	各市町村の税務担当課、国民健康保険料担当課

	ひとり親家庭生活資金緊急融資)	<p>新型コロナウイルス感染症に関連した休業等により一時的に収入が減少し生活に困窮しているひとり親家庭の方に生活資金を融資。令和2年4月1日より受け付け開始</p> <p>(融資の対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内在住者で新型コロナウイルスに関連した休業等により一時的に収入が減少したひとり親家庭の親(ひとり親家庭とは、配偶者のない女子または男子が20歳以下のお子様を扶養している家庭) <p>(融資条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額:20万円、無利子、保証人・担保:不要 ・償還期限:融資を受けた日から10ヶ月以内 	鹿児島県母子寡婦福祉連合会
	県営住宅家賃減免等	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく低下した入居者を対象に家賃の減免等を実施。</p> <p>(対象となる方の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤め先や自営の会社等が新型コロナウイルスの影響により事業活動を縮小して休業等を行った結果、収入などが著しく低下した方(解雇、退職、休業、営業停止、売上げの減少など) ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として小学校等が臨時休校した場合等に、保護者が子供を世話するために休暇を取得したことにより収入が著しく低下した方。 ・収入が低下したことを証明する書類のほか、所定の書類を添えて申請する必要がある。申請先は各団地の担当事務所。 	各団地の担当事務所
住環境関連	県営住宅の一時提供	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により、現に住居している住居から退去を余儀なくされる方に、県営住宅の空き家を一時的な居住の場として一定期間(最長1年6か月)提供。</p> <p>(入居期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則3ヶ月。1年を限度に更新することができる。 ・やむを得ない特別な事情があると認められる場合には、1年6ヶ月まで延長することができる。 ・期間終了後の継続入居は認められない。 <p>(家賃等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃は収入に応じて徴収。世帯収入が著しく低額な場合には減額がある。 ・敷金徴収なし。退去時修繕は不要。 ・駐車場使用料は徴収。共益費(住民の方が共同で負担する費用)などについては各団地自治会等の取り扱いに従ってもらう。 <p>(申し込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居を希望する県営住宅を所管する担当事務所(郵送申し込み可) ・入居は申し込み順 ・空家のある県営住宅から紹介するので、希望の住宅へ入居できない場合もある。熊毛地域および奄美地域は県営住宅の空きが少ないため紹介できない場合もある。 ・入居の際の連帯保証人は不要 <p>※各市町村の公営住宅においても同様の対応を取っている市町村あり。</p>	入居を希望する県営住宅を管轄する担当事務所

	住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより安定した居住の確保と就労自立を図ることが目的。 ・令和2年4月20日以降 対象者をこれまでの離職・廃業から2年以内の方に加え休業等により収入が減少し、離職等と同程度にある方へも拡大(支給要件があるため確認・相談必要)。 <p>(支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額は賃貸住宅の家賃額。ただし、支給上限額あり <p>(支給期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則3ヶ月。一定の条件を満たせば、最大9ヶ月受給可能 	各市町村の自立相談支援機関
介護保険関連	要介護認定の臨時的な取り扱い	<p>新型コロナウイルス感染症に対応するため、介護保険施設や医療機関等において入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があり被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の介護認定および要支援認定の有効期間については従来の期間に新たに12ヶ月の範囲内で市町村が定める期間を合算できることとする。</p> <p>(厚生労働省老健局老人保健課 2/18 事務連絡)</p>	各市町村の介護保険担当
人権関連	DV相談	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活不安やストレスなどのより、DV等の増加・深刻化が懸念されることから、緊急的に「DV相談+（プラス）」を実施。 ・電話相談：0120-279-889 24時間受付 メール（24時間）、チャット（12:00～22:00） <p>【配偶者暴力相談支援センター】 (鹿児島県女性相談センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談：099-222-1467 月～水・金 8:30～17:00、木：8:30～20:00、日（祝日を省く）9:00～15:00 <p>(鹿児島県男女共同参画センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談：099-221-6630/6631 火：（休館日の翌日）9:00～20:00、水～日：9:00～17:00 <p>(各地域振興局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉環境部、地域保健福祉課担当 ・電話相談：月～金 8:30～17:00 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市配偶者暴力相談支援センター 099-813-0853 ・鹿屋市配偶者暴力相談支援センター 0994-31-1171 ・薩摩川内市配偶者暴力相談支援センター 0996-20-6343 ・日置市配偶者暴力相談支援センター 099-273-2160 ・始良市配偶者暴力相談支援センター 0995-66-3182 ・知名町配偶者暴力相談支援センター 0997-93-2075 ・和泊町保健福祉課 0997-84-3526(内線263) <p>【鹿児島県：SNSによるDV相談「WithYou」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間：5/13～8/12までの期間限定 月、水、金、土、 17:00～22:00 ・チャット https://snskagoshima.jp <p>【警察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察総合相談電話：099-254-9110又は#9110(24時間) ・鹿児島県警察本部 生活安全企画課：099-206-0110 月～金：8:30～17:15 ・各警察署(DV・ストーカー担当係) 月～金：8:30～17:15 	内閣府 配偶暴力相談センター・地域振興局・各市町村窓口・警察

	<p>就学援助 (今回追加分)</p>	<p>学校教育法第19条において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」とされている。</p> <p>(就学援助の対象者: 小学校・中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護者(生活保護受給) ・準要保護者(市町村教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者) <p>(補助対象品目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費/体育実技用具費/新入学児童生徒学用品費等/通学用品費/通学費/修学旅行費/校外活用費/医療費/学校給食費/クラブ活動費/生徒会費/PTA会費/卒業アルバム費等 <p>※新型コロナウイルス感染症による影響に伴い、今年家計が急激に急変した方も審査対象となるので在学している学校へ申請。</p>	<p>在学している学校窓口/市町村教育委員会</p>
<p>教育継続支援</p>	<p>「学び継続」のための「学生支援緊急給付金」(今回追加分)</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での履修の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業。</p> <p>(対象学生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校 ・留学生を含む、日本語教育機関を含む <p>(支給金額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯の学生等: 20万円 ・上記以外の学生等: 10万円 <p>(申し込みからの流れ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①在学している学校の指定した期間までに申し込み ②各在学している学校にて支給要件に該当するか審査 ③審査の結果、要件に合致すると判断した学生等の推薦リストを作成し日本学生支援機構へ提出。 ④日本学生支援機構から申請時に提供のあった学生等の口座に給付金振り込み 	<p>在学している学校窓口</p>
	<p>高等教育修学支援制度 (今回追加分)</p>	<p>住民税非課税世帯およびこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は前年所得をもとに算定されるが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば支援対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計を急変させる予期できない事由(急変事由)→生活維持者の死亡、病気・事故による就労困難、失職(定年退職や自己都合退職等の自発的失業は含まない)、災害等やむを得ない事由 <p>※「やむを得ない事由」の中に新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用拡充。</p> <p>以下「家計急変の場合の特例」 (申し込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時(急変事由の発生から3ヶ月以内に申し込み) <p>(支給開始時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時(認定後速やか)新整備の属する月から支給開始できるよう運用拡充 <p>(支給内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料・入学金の免除/減額 + 給付型奨学金の支給 <p>※上記給付型奨学金以外にも貸与型給付金もあり</p>	<p>在学している学校の相談窓口・日本学生支援機構の奨学金相談センター</p>

その他	運転免許の有効期間の延長措置等	<p>新型コロナウイルスの感染やその恐れを理由に免許証の更新期間が過ぎてしまいそうな方</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新期間の末日までに鹿児島県交通安全教育センター、県内の各警察所、幹部派出所に申し出て手続きをしていただくことで、「免許証の有効期限末日から3月を経過する日(指定日)」まで運転が可能になる。 <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転免許証に記載された有効期間が令和2年7月31日までの方 ただし、既に失効している方や更新中の方は除く。 <p>(申請方法・申請先)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人又は代理人が交通安全教育センター、県内の各警察署、幹部派出所に来署して申請。 郵送による申請(交通安全教育センターのみ) 	鹿児島県交通安全教育センター、県内の各警察署、幹部派出所
	運転免許証の更新期限が過ぎてしまった方	<p>新型コロナウイルスへの感染やその恐れを理由に、運転免許証を更新できず、免許を失効してしまった場合には、失効後3年以内かつ当該事情が止んだ日から1ヶ月以内に申請すると学科、技能試験を受けることはなく免許の取得が可能。</p>	鹿児島県交通安全教育センター

※上記 社会資源情報は令和2年6月1日時点で確認できたものであり不確定要素も含んでおります。
今後の新型コロナウイルス感染症による影響によっては内容の変更が十分あるものと考えます。

令和2年6月1日
作成:南風病院 鍋田